道路事業の新規事業採択評価 に係る知事意見等

〇青森県への意見照会		•	•	•	•	•	1
〇秋田県への意見照会			. • ′	•	•	=	3
〇山形県への意見照会		•		•	•	-	5
〇石川県への意見照会			•		= ' -	•	7
○静岡県への意見照会			E .	-	*		9
〇三重県への意見照会			m *	=		•	1 1
〇福井県への意見照会		•		*		•	1 3
〇島根県への意見照会			=	-	=	•	1 5
○徳島県への意見照会	-	=	*		-	•	17
〇高知県への意見照会		•	•,	•		=	2 0
○愛媛県への意見照会		•	•		•	•	22
〇神奈川県への意見照会				-	•	•	2 4
〇横浜市への意見照会		mi.	•	-	=.		2 7

新規事業化箇所についての知事等の意見

《直轄事業》

都道府県名	事業名	知事・市長意見
青森県	青森県 一般国道45号(東北縱貫自動車道 八戸線) 天間林道路	
秋田県	一般国道7号 (日本海沿岸東北自動車道) ニッ井今泉道路	予算化に同意
山形県	一般国道13号(東北中央自動車道) 泉田道路	予算化に同意
石川県	一般国道470号(能越自動車道)輪島道路(Ⅱ期)	予算化に同意
静岡県	一般国道414号(伊克縱貫自動車道) 菏津下苗道路(Ⅱ期)	予算化に同意
三重県	一般国道42号(近畿自動車道 紀勢線) 熊野尾鷲道路(Ⅱ期)	予算化に同意
福井県	一般国道158号(中部縱貫自動車道) 大野油坂道路(和泉・油坂区間)	予算化に同意
島根県	一般国道9号(山陰自動車道) 湖陵・多伎道路	予算化に同意
島根県	一般国道9号(山陰自動車道) 大田・静間道路	予算化に同意
島根県	一般国道9号(道陰自動車道) 三隅・益田道路	予算化に同意
徳島県	一般国道55号(阿南安芸自動車道) 福井道路	予算化に同意
高知県	一般国道56号(四国横断自動車道) 窪川佐賀道路	予算化に同意
愛媛県	一般国道56号(四国横断自動車道) 津島道路	予算化に同意

《会社施行事業》

都道府県名	事業名	知事·市長意見
神奈川県	横浜環状道路(西側区間) 高速横浜環状北西線	予算化に同意
横浜市	横浜環状道路(西側区間) 高速横浜環状北西線	予算化に同意

国道分評第12号 平成23年11月10日

青森県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

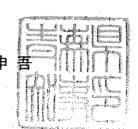
国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓貴 電 話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620

青高津第23号 平成23年11月11日

国土交通省道路局長 殿

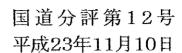
青森県知事 三村申



道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平成23年11月10日付け国道分評第12号で依頼のありました標記について、 異存はありません。

天間林道路を含む上北横断道路は、東日本大震災からの復興支援や地域活性化に必要不可欠な道路であることから、早期に整備されることをお願いします。



秋田県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管 公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施 過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政 令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委 員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓貴 電話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620

道 - 1356 平成23年11月10日

国土交通省道路局長 様

秋田県知



道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について (回答)

本県道路行政につきましては、日ごろ格別の御協力をいただき感謝申し 上げます。

平成23年11月10日付け国道分評第12号で照会のあったこのことについては、次のとおりです。

新規事業採択時評価に係る「二ツ井今泉道路」の予算化については同意します。

なお、「二ツ井今泉道路」は、「日本海沿岸東北自動車道 二ツ井白神 ~ あきた北空港」の一部であることから、高速道路としての連続性を確保 するため、残る国施行区間についても早急に事業化を図られるよう、特段 の御配慮をお願いいたします。

連絡先:秋田県建設交通部道路課

調整・企画管理班 佐藤

TEL 018-860-2484

FAX 018-860-3837

国道分評第12号 平成23年11月10日

山形県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ

(手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓費 電話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620

高速第128号 平成23年11月10日

国土交通省道路局長 殿

山形県知事 吉村 美栄



道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平成23年11月10日付け国道分評第 /2 号にて照会のありました、一般国道13号(東北中央自動車道)泉田道路を予算化することについて、本県としては異存ありません。

福島、山形、秋田3県を縦貫し東北地方の背骨を形成する一般国道(東北中央自動車道)泉田道路は、東日本大震災からの復興や地域活性化のために必要不可欠な道路でありますので、一日でも早く整備されるよう、特段のご配慮をお願いいたします。

担当: 山形県県土整備部高速道路整備推進課

電話: 023-630-2609

国道分評第12号 平成23年11月8日

石川県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

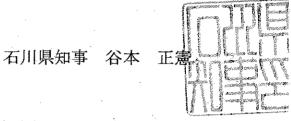
(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓貴 電 話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620

道 建 第 7 4 1 号 平成23年11月8日

国土交通省道路局長 殿



道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について (回答)

平成23年11月8日付、国道分評第12号で照会のありましたこのことについては、下記のとおりです。

記

新規事業採択時評価に係る「一般国道470号(能越自動車道)輪島道路(II期)」事業の予算化については、同意いたします。

当該道路は、能登地域の活性化に寄与するとともに、全国各地との交流 ネットワークを構築する重要な路線であり、さらに、災害時における緊急 輸送道路として大きな役割を担うものと考えております。

つきましては、当該道路の早期供用が図られるよう、格段のご高配を賜 りますようお願い申しあげます。

国道分評第12号 平成23年11月7日

静岡県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年 11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓費 電 話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620

道 企 第 8 7 号 平成23年11月14日

国土交通省道路局長 様

静岡県知事 川勝 平太

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平成23年11月7日付け国道分評第12号による意見照会について、下記のとおり回答します。

品

伊豆縦貫自動車道は、伊豆地域の交通の利便性向上や観光産業の活性化など、地域の発展に寄与するとともに、防災上、住民の安全安心に不可欠な「命の道」であることから、当該区間の新規事業化と事業推進を強く希望します。

担当:静岡県交通基盤部道路局道路企画課

高速道路班 太田、疋田

電話:054-221-3203

FAX:054-221-3337

国道分評第12号 平成23年11月7日

三重県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓貴 電 話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620 国土交通省道路局長 様

三重県知事 鈴木 英敬

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平成23年11月7日付け国道分評第12号で意見照会がありましたこのことについては、下記のとおり回答します。

記

- 1 一般国道 4 2 号 (近畿自動車道紀勢線) 熊野尾鷲道路 (Ⅱ期) 事業の予算 化に係る県の意見
- 一般国道42号(近畿自動車道紀勢線)熊野尾鷲道路(II期)は、東紀州地域の振興、台風による豪雨や東海・東南海・南海地震などの災害発生時の救援、復旧、復興や、救急医療において地域の生命を支える「新たな命の道」として重要な路線であることから、当該事業の平成24年度に係る予算化をお願いします。

事務担当 高速道・道路企画室 高速道推進グループ 城本 059-224-3016



国道分評第12号 平成23年11月7日

福井県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓貴 電話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620 国土交通省道路局長 様

福井県知事 西川 一誠

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

日頃から、本県の道路行政に格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 平成23年11月7日付け国道分評第12号で照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答します。

記

一般国道158号(中部縦貫自動車道)大野油坂道路(和泉・油坂区間)については本県としても予算化すべきと考えています。

なお、大野油坂道路を一部とする中部縦貫自動車道は、本県と関東圏・中京圏を最短で結び本県の観光・産業の振興のみならず、国土の東西軸の強化につながる国にとっても重要なプロジェクトであると認識しております。また、東海・東南海・南海地震など太平洋側で大規模災害が発生した場合に、日本海側における代替機能を発揮する大変重要な路線であると考えておりますので、一日も早い全線開通に向けて、特段のご配慮をお願いいたします。



国道分評第12号 平成23年11月7日

島根県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓貴 電 話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620

国土交通省道路局長 様

島根県知事 溝口 善兵衛

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平素から本県の道路行政の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

平成23年11月7日付け国道分評第12号で照会のありましたこのことについては下記のとおりです。

記

一般国道 9 号(山陰自動車道)「湖陵・多伎道路」、「大田・静間道路」、「三隅・益田道路」事業を予算化することについて同意いたします。

当該道路事業は、県民の安全・安心な生活を守り、広域的な産業・経済の振興等に大きく貢献することが期待されるとともに、早期整備について地元自治体を初め 県民から強く望まれています。

現在、事業中の区間を含め、今後も国の責任において着実に整備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、残る未事業区間である「温泉津~江津間」、「益田~萩間」についても早期に事業着手し、一日も早い山陰道全線供用をお願いいたします。

国道分評第12号 平成23年11月10日

徳島県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓貴 電 話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620

国土交通省道路局長 殿





道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について (平成23.11.10国道分評第12号に対する回答)

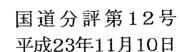
日頃から本県発展の基盤となる社会資本整備の推進につきまして、多大な ご尽力をいただいておりますことに、厚く御礼申し上げます。

さて、先に照会がありましたこのことについての意見は別添のとおりです。

本県南部の高速道路ネットワークは、「四国8の字ネットワーク」の一部を構成し、県民の安全安心を支える「命の道」として、また、県南部の豊かな農水産物を都市部の市場へ速やかに安定に供給するため、さらには、美しい自然を活かした県南部の観光振興として交流を拡大する地域の活性化のために不可欠な社会基盤であります。

東日本大震災では、高速道路が「命の道」として大きな効果を発揮したところでありますが、四国地方でも近い将来、「東海・東南海・南海」三連動地震の発生が危惧されており、発災時には南部地域唯一の幹線道路である一般国道55号が地震による津波で寸断し、被災者の救助・救援、その後の復興に大きな支障をきたすことから、津波被害を受けない緊急輸送道路の確保が強く求められております。

現在、四国の骨格軸である「四国8の字ネットワーク」は、国や西日本高速道路株式会社の御尽力により鋭意整備が進められ、ネットワーク形成がなされつつありますが、道路は繋がってこそ、その機能が全うされるものであり、徳島市から美波町までの間で唯一の未着工区間である「福井道路」について、是非とも平成24年度新規事業として予算化し、その整備の促進をお願いいたします。



高知県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ

(手続きに関する内容・ご意見の送付先)

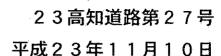
国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓貴 電話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620



国土交通省道路局長 様

高知県知事

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平素は、本県の道路行政の推進につきまして、格別のご協力をいただき厚くお礼申しあげます。

さて、平成23年11月10日付け国道分評第12号で照会のありました うえのことにつきまして、下記のとおり回答いたします。

13

一般国道 5 6号 窪川佐賀道路は、四国 8 の字ネットワークを構成する 幹線道路であり、必ず襲って来る南海地震への備えとして、救急救命や緊 急輸送のための「命の道」として、また地域住民の生活を支える基盤とし て、その早期の事業化と完成を県民は熱望しています。

つきましては、窪川佐賀道路(窪川〜金上野、拳ノ川〜佐賀)の平成 2 4 年度の事業の予算化と早期の完成をお願いいたします。

また、阿南安芸自動車道の安芸道路など事業実施環境が整った区間についても早急に事業化をしていただきますようお願いいたします。

なお、事業の実施にあたりましては、県としまして沿線自治体との協力 のもと、できる限りの協力をいたしますことを申し添えます。



国道分評第12号 平成23年11月10日

愛媛県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、直轄事業の新規事業採択時評価については、国土交通省所管 公共事業の新規事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施 過程の透明性を図るべく、直轄事業負担金の負担者である都道府県・政 令市等に意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委 員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年 11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局

国道·防災課 企画専門官 信太 啓貴 電話 03-5253-8492(内線37832) FAX 03-5253-1620 国土交通省道路局長 様

愛媛県知事 中村時広

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平素より、本県の社会資本整備の推進に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 さて、平成23年11月10日付国道分評第12号で照会のありましたこのことについ て、事業の予算化に同意するとともに、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 本県南予地域の宇和島市以南は、鉄道もなく、リアス式海岸に沿った一般国道56号 1本に依存しており、今世紀前半にも高い確率で発生が予想されている東海・東南海・ 南海地震など巨大地震の大津波等により、多くの箇所で交通が途絶し、避難も救援活動 もできない事態が憂慮されます。さらに、四国で唯一、南予地域に立地している伊方原 子力発電所で、万が一福島と同様の原発事故が発生した場合、住民が大挙して愛南町や 高知方面に避難しなければならないことも懸念されます。
- 2 このため、地域活性化はもとより、救命・救急医療、大規模災害や原発事故等における避難や緊急輸送など防災・減災に大きな役割を担う命の道としても非常に重要な四国 8の字ネットワークの形成に向けて、まずは津島道路の早期整備が必要不可欠であり、 県民は一日も早い高速道路の南予延伸を待ち望んでおります。
- 3 つきましては、今回照会のありました津島道路の平成24年度新規事業予算化を是非 とも実現していただきますとともに、早期の完成供用に向けて整備を促進していただき ますことを強く希望します。

国道分評第12号 平成23年11月10日

神奈川県知事 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人等施行事業(高速道路会社が行う事業を含む。) の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規 事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を 図るべく、関係する都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験 者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年 11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局高速道路課 課長補佐 野坂 周子 電 話 03-5253-8490(内線38304) FAX 03-5253-1619

道企第 36 号 平成23年11月15日

国土交通省道路局長 菊川 滋 様

神奈川県知事 里岩

44

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

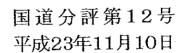
平成23年11月10日付け国道分評第12号で照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

問い合わせ先 県土整備局 道路部 道路企画課 国道調整グループ 今 電話 045-210-6423(直)

【別紙】

高速横浜環状北西線は、現在事業中の高速横浜環状北線と一体となって、我が国の大動脈である東名高速道路と、横浜港や羽田空港をはじめ、 経済産業活動の拠点である京浜臨海部を結び、自動車専用道路のネットワークを強化する大変重要な路線です。

このため、当該事業の新規事業採択・予算化について強く要望するとともに、早期整備が図られますようお願いします。



横浜市長 殿

国土交通省道路局長

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について

貴職におかれましては、日頃から国土交通行政に対するご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人等施行事業(高速道路会社が行う事業を含む。) の新規事業採択時評価については、国土交通省所管公共事業の新規 事業採択時評価実施要領において、その効率性、実施過程の透明性を 図るべく、関係する都道府県・政令市等に意見を聴いた上で、学識経験 者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴くこととしております。

このため、別紙に掲げる事業を予算化することについて、平成23年11月15日(火)までに、貴職のご意見を承りたく依頼いたします。

※ご意見の送付・問い合わせ (手続きに関する内容・ご意見の送付先)

国土交通省道路局

企画課道路事業分析評価室 課長補佐 馬渡 真吾 電 話 03-5253-8593(内線37682) FAX 03-5253-1618

(個別事業に関する内容)

国土交通省道路局高速道路課 課長補佐 野坂 周子 電 話 03-5253-8490(内線38304) FAX 03-5253-1619

道 事 第 408 号 平成 23 年 11 月 15 日

国土交通省道路局長 様

横浜市長 林 文 子

道路事業の新規事業採択時評価に係る意見照会について(回答)

平成23年11月10日付け国道分評第12号で意見照会のありました標記について、 下記のとおり回答いたします。

Ē2

高速横浜環状北西線(以下、北西線)は、現在事業中の高速横浜環状北線と一体となり、本市の中心部や横浜港と東名高速道路を連絡することで、保土ケ谷バイパスの交通集中を分散することによる混雑緩和や、災害時における輸送路の確保、円滑な貨物輸送による国際コンテナ戦略港湾に指定された横浜港の国際競争力の強化、さらに周辺地域における交通安全の向上などを図る重要な路線です。また北西線の整備により、本市北部を中心に時間短縮等の大きな便益が期待されます。

つきましては早期に供用するため、予算化することについて、よろしくお願いいた します。また、本市の街路事業とあわせて有料道路事業を実施することなど、事業の 推進に対する特段の配慮をお願いいたします。

> 連絡先 横浜市道路局 横浜環状道路調整部事業調整課 池本 電話 045-671-2889